

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業 事業計画案の概要

平成30年6月21日

益城町

熊本県 益城復興事務所

- 1. 第1回協議会のまとめ ……益城町
- 2. 導入機能の配置検討(案) ……益城町
- 3. 事業計画(案)の概要 ……熊本県
 - 3-1. 道路計画の考え方
 - 3-2. 公園計画の考え方
 - 3-3. まちづくり協議会からの提案
 - 3-4. 道路計画(案) ～地元提案からの変更点～
 - 3-5. 公園計画(案)
 - 3-6. 公共施設の配置イメージ
- 4. 事業認可までのスケジュール ……熊本県

1. 第1回協議会のまとめ

○事業の目的

本地区においては、熊本都市圏東部地域における都市拠点として、「益城町復興計画」の土地利用構想に基づき、行政・商業・サービス・交通結節点等、高次の都市機能を誘導するとともに、安心して快適に暮らせる災害に強いまちづくりの実現に向け、道路や公園等、**公共施設の整備改善と宅地の利用増進**を図ることを目的とする。

(将来像)

安全・安心、快適な暮らしと町の発展を支える “にぎわい・健康・文化の交流拠点”

○土地利用計画

主な導入機能と配置の考え方

町の中心軸・放射状都市連携軸

- … 県道熊本高森線・沿道
- ・広域的に町内外の拠点間を連絡し、防災面等における連携強化を図る主要幹線道路としての交通機能と、都市拠点として相応しい沿道立地の促進や景観形成等の空間機能の確保を図るため**県道熊本高森線を4車線に拡幅整備**
- ・沿道ににぎわいのある**商業・サービス等**、熊本都市圏東部地域において生活に必要な**都市機能を集積**。また、町の特徴を活かした個性的な商店街を配置

地域の生活・活動軸(コミュニティ軸)

- … 県道益城菊陽線～町道横町線
- ・従前から地域の暮らしに密着した店舗や歴史的建造物が立地し、地域の生活・活動軸を形成しており、**暮らしの利便性やにぎわい、歴史・文化の伝承等に資するよう幹線道路を整備し、土地利用を誘導**
- ・併せて、隣接する益城体育館や木山城址公園等の**文化・レクリエーション拠点と連携できる動線とオープンスペースを配置し、新たな交流・にぎわいを創出**

複合交流拠点

- … 益城町役場～木山交差点
- ・益城町役場の再建計画に併せて、**広場や交通結節点、施設等の機能的な複合配置を検討し、さらに、コミュニティ軸などを経由した生活エリアやにぎわいのある商業・サービスなどとの連携を図ることで機能的な“まちの拠点”を創出**
- ・広場や交通結節点、施設等の配置・設計にあたっては、**大規模災害発生時の防災活動拠点として機能するよう考慮**

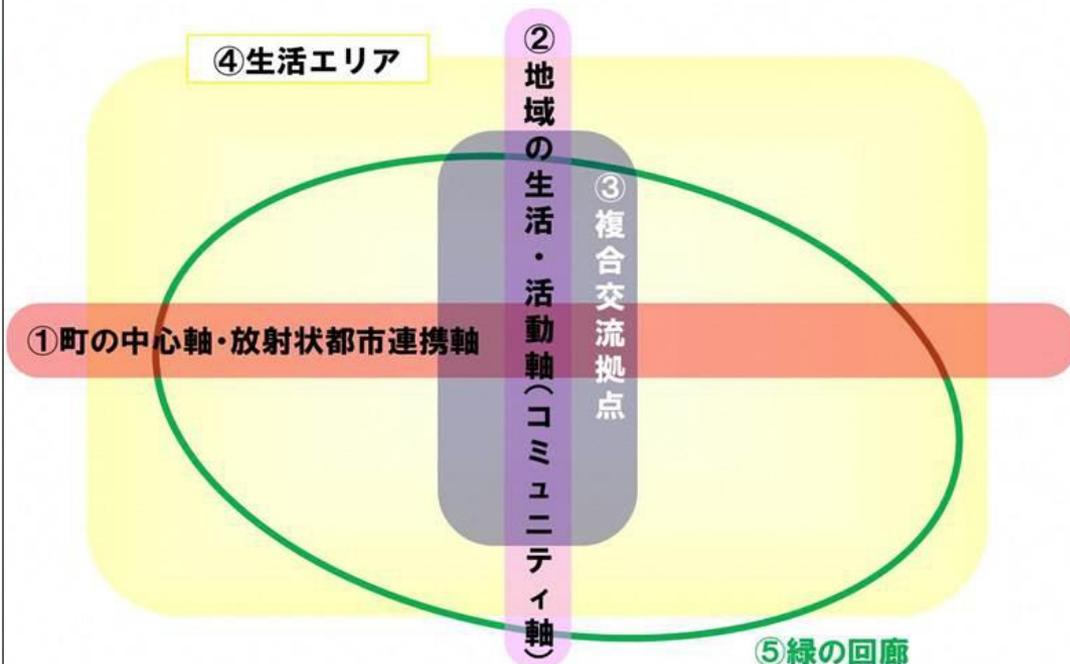
生活エリア

- … 避難路・避難地計画
- ・平時は**安全・快適な住環境の確保**を目的とし、災害発生時には**円滑な避難や緊急車両の走行並びに避難地を確保**するため、道路・公園及び宅地を整備
- ・**地域防災計画等との整合を図るとともに、地元住民からの提案・要望等を考慮**

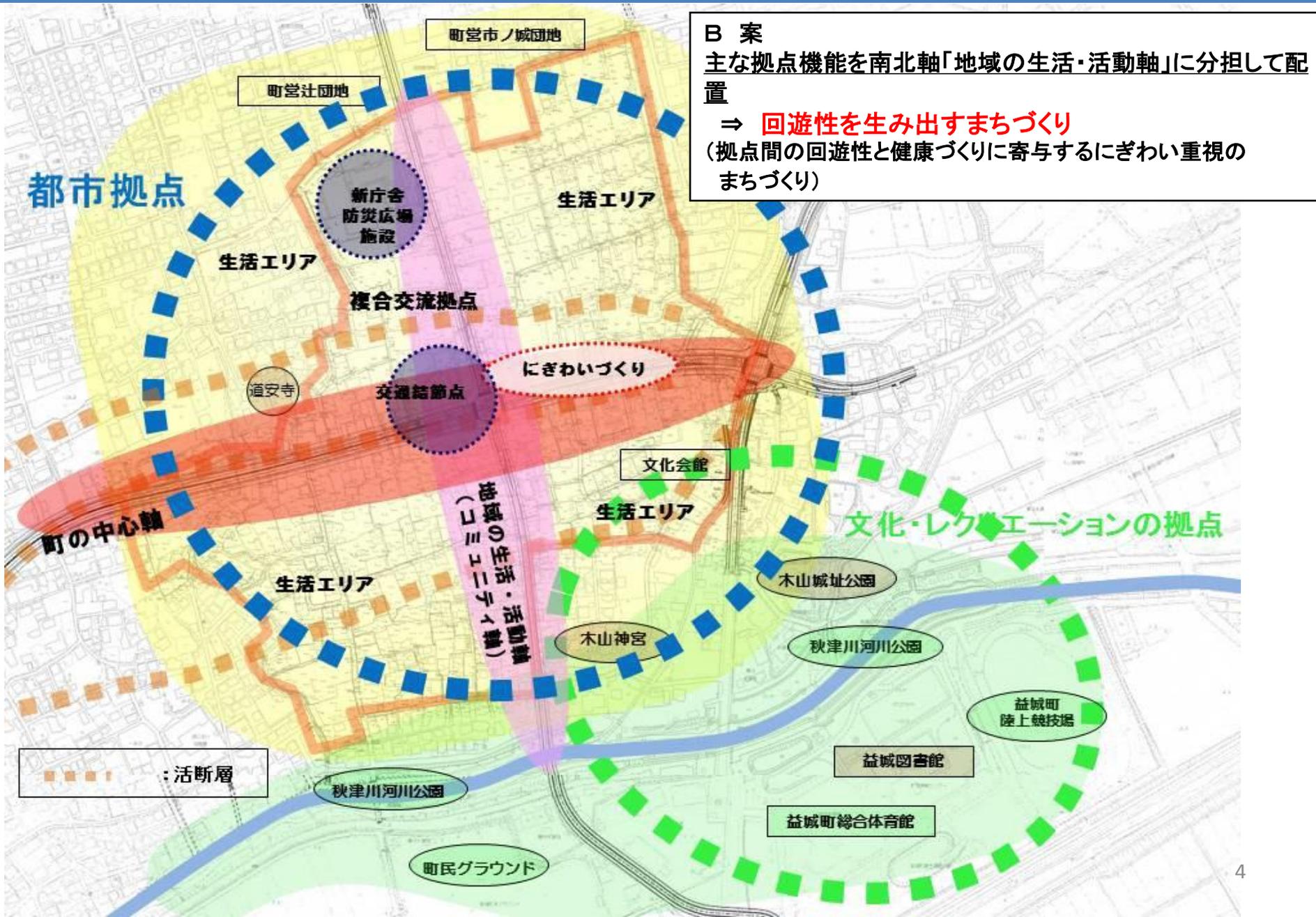
緑の回廊

- … 区画整理エリア内外
- ・木山神宮等の地域資産や公園を河川・水路敷、緑道等を活用して結ぶ緑の回廊を配置し、**新たに歩行者の回遊性を確保**
- ・活断層直上の土地は、被災状況、住民の意向や土地利用計画に応じて緑地公園や緑道等としての活用を検討
- ・記憶の継承や住宅対策等とも連携することに配慮

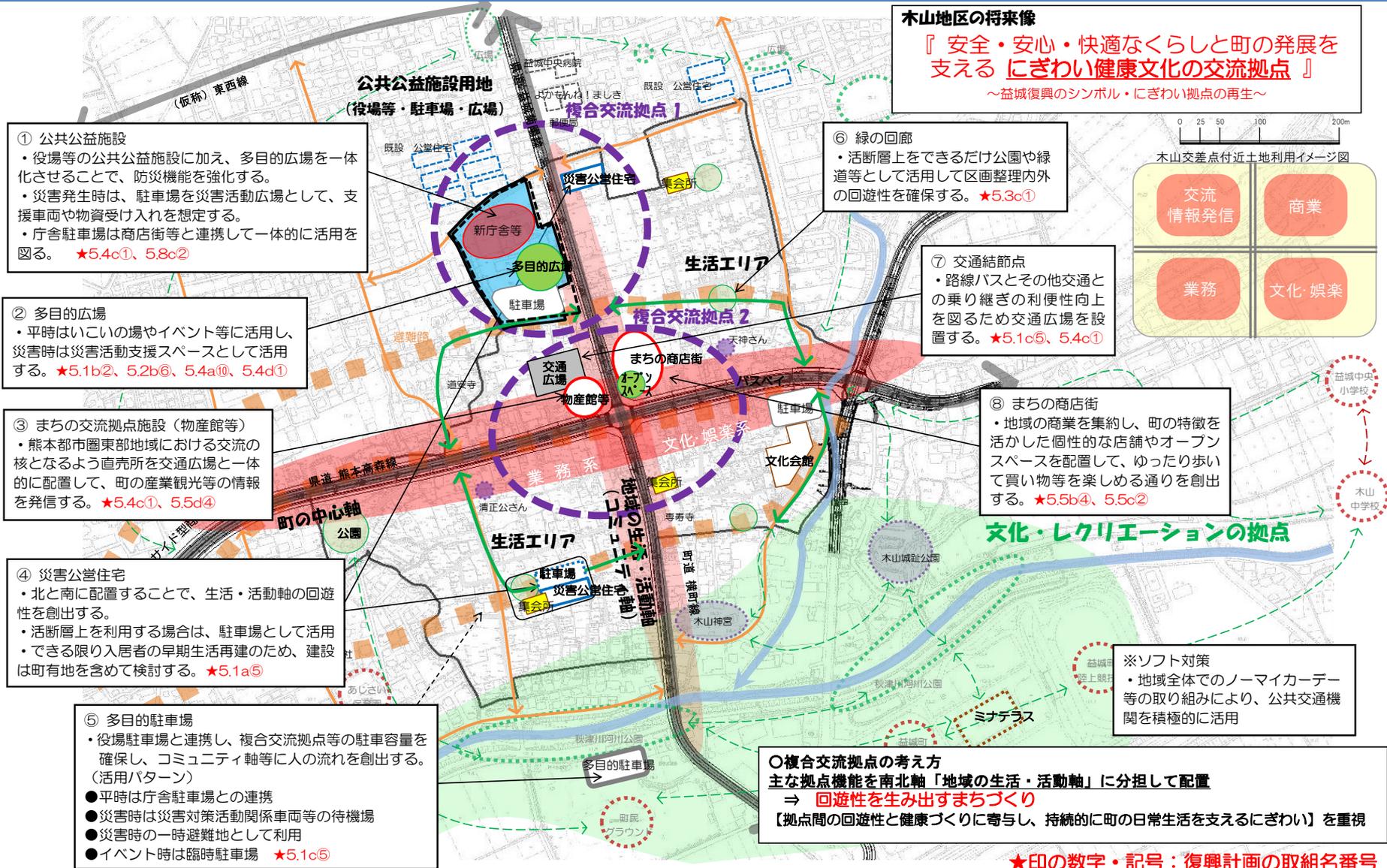
導入機能の配置イメージ図



1. 第1回協議会のまとめ



2. 導入機能の配置検討(案)

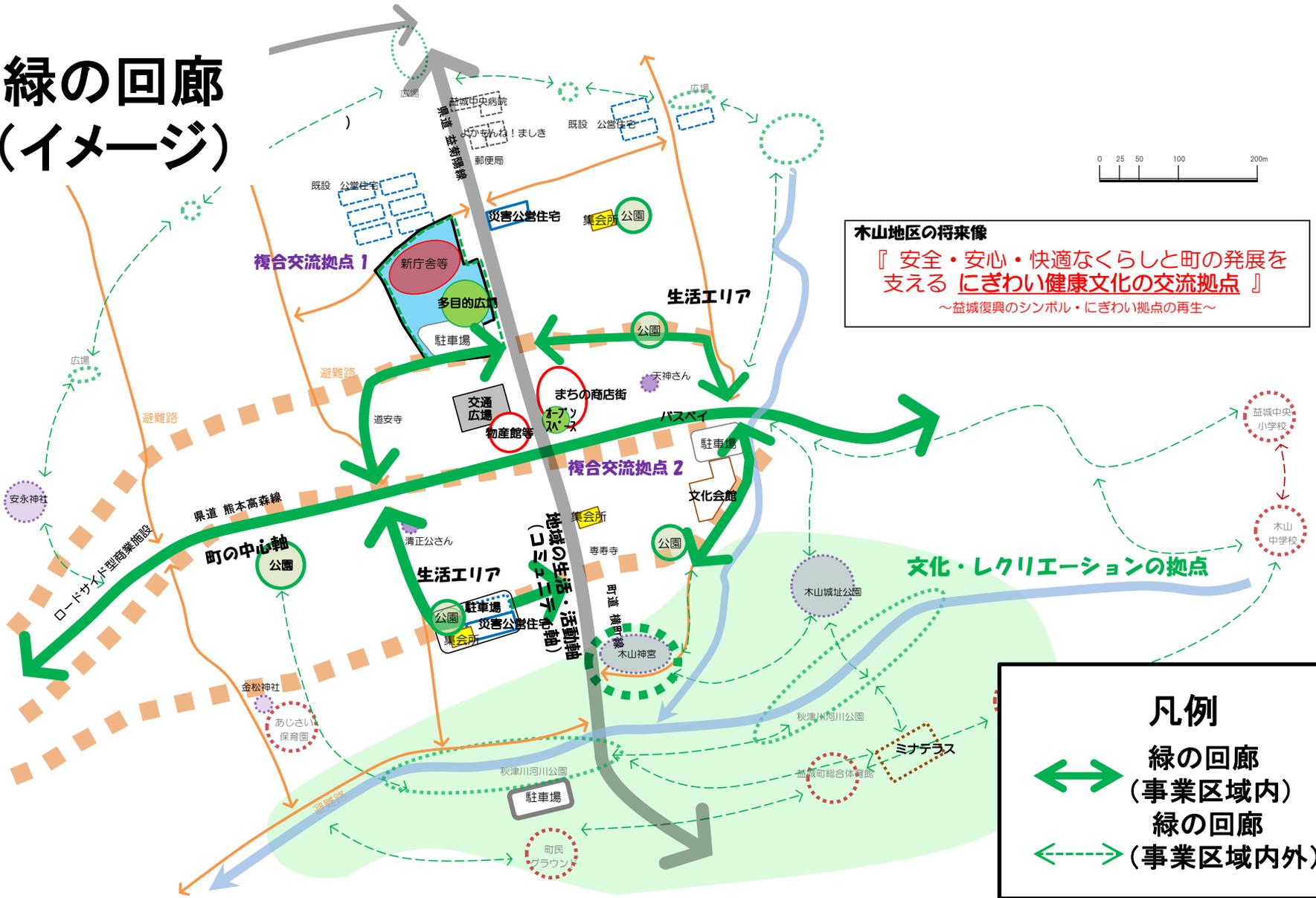


～復興の推進体制(復興計画から抜粋)～

住民:復興の主体として、周囲の人や地域とともに、復興に向けた取組を進める
町 :復興に向けた取組を主導しつつ、住民の取組を積極的に支援する

2. 導入機能の配置検討(案)

緑の回廊 (イメージ)



2. 導入機能の配置検討(案)

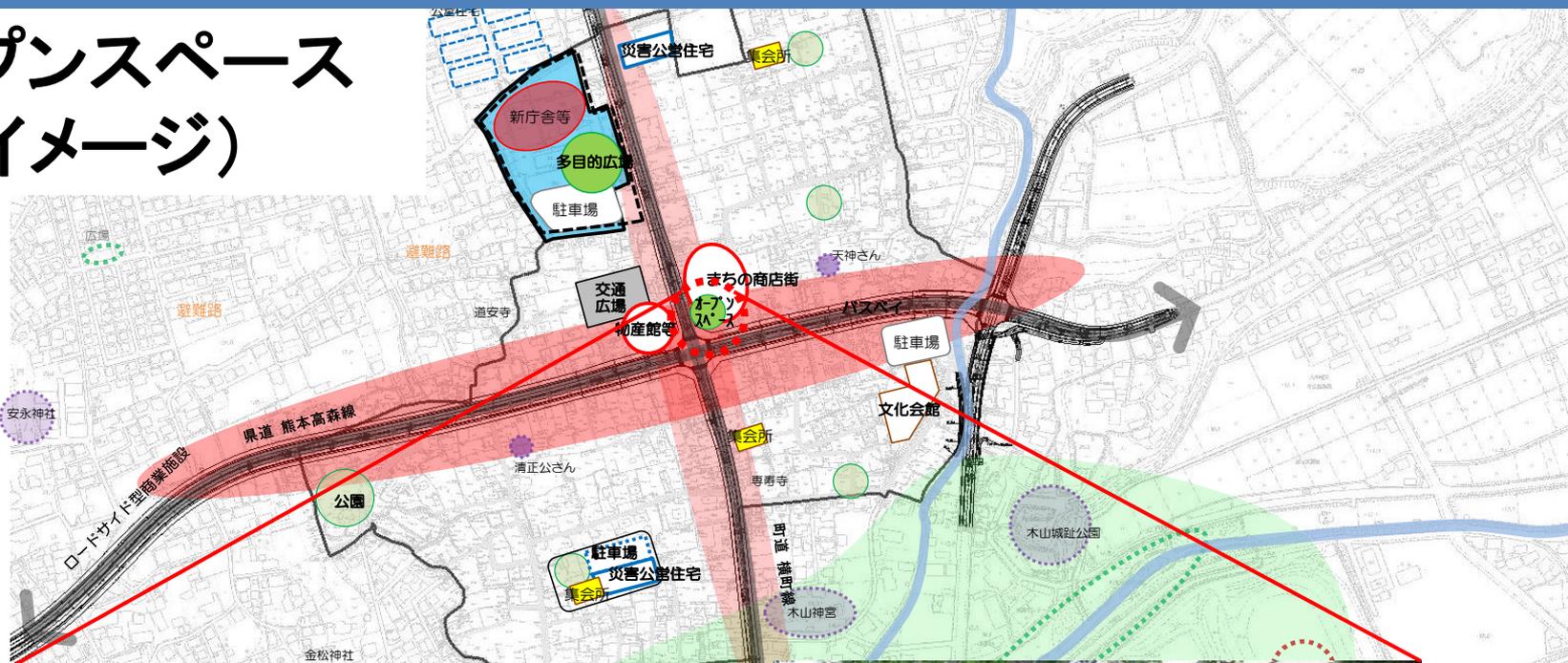
物産館等 (イメージ)



物産館等のイメージ
～交流の核となる商業施設を配置～

2. 導入機能の配置検討(案)

オープンスペース (イメージ)



オープンスペースのイメージ ～地域のにぎわいを創出～

2. 導入機能の配置検討(案)

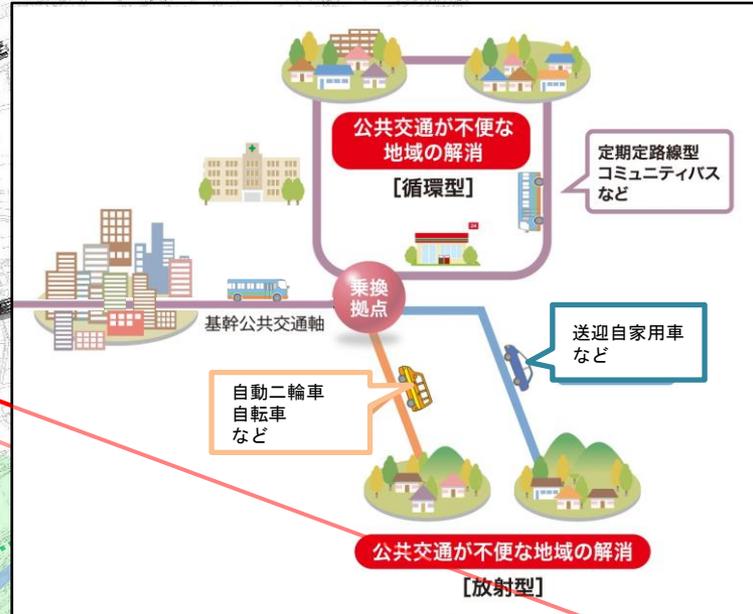
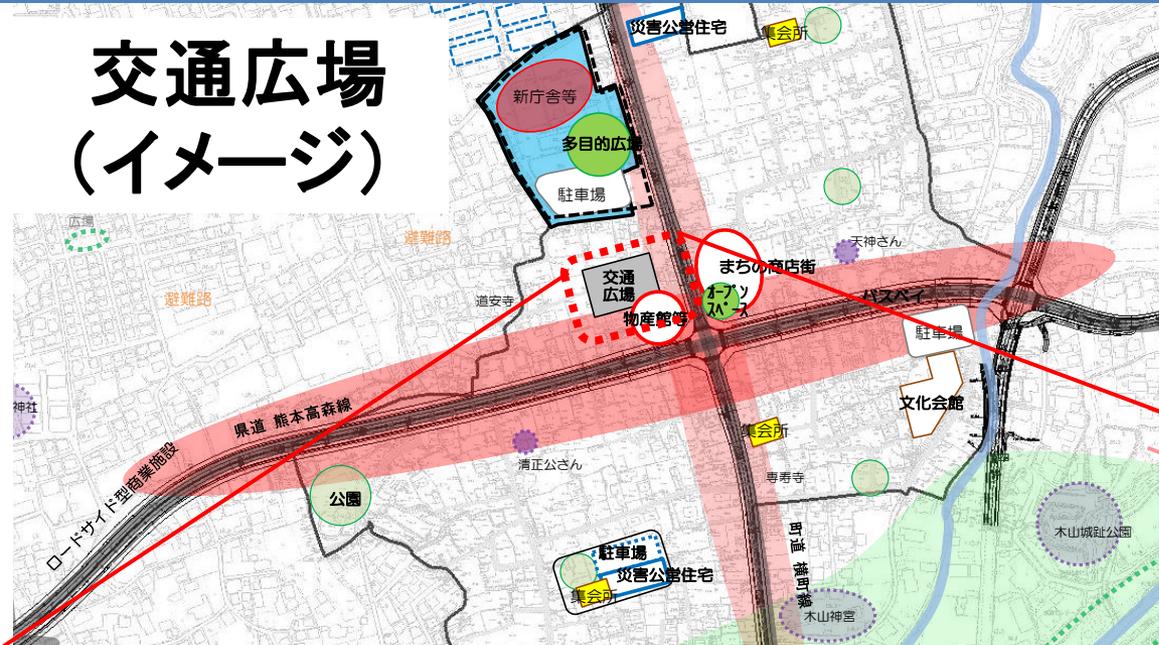
オープンスペース (イメージパース)

木山交差点(阿蘇方面を望む)



2. 導入機能の配置検討(案)

交通広場 (イメージ)

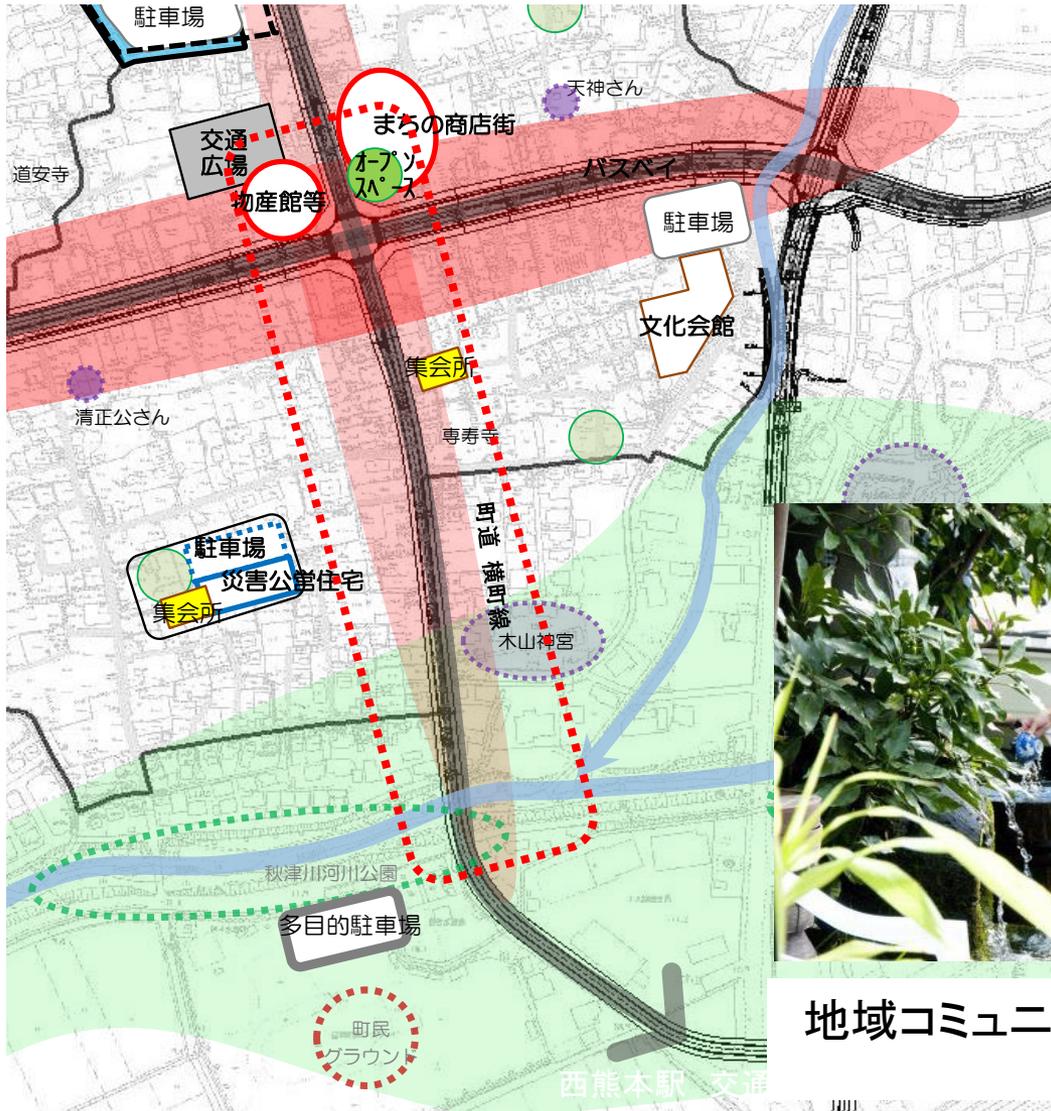


出典 埼玉考現学(個人ブログ)

交通広場のイメージ
~各種交通利便性の向上~

2. 導入機能の配置検討(案)

地域コミュニティにおける にぎわいづくり(イメージ)



地域コミュニティにおけるにぎわいづくりのイメージ例
(阿蘇市 水基の活用)

3. 事業計画(案)の概要

○事業計画で定める事項

第1 土地区画整理事業の名称等

第2 施行地区

- ・ 施行地区区域図

第3 設計の概要

1 設計説明書

(1) 土地区画整理事業の目的

(2) 施行地区内の土地の現況

(3) 設計の方針

- ・ 土地利用計画

- ・ 道路計画

- ・ 公園計画

- ・ その他

(4) 整理施行前後の地積

(5) 公共施設の整備改善の方針

★ 2 設計図

第4 事業施行期間

第5 資金計画書

1 収入支出計画表

2 年度別歳入歳出資金計画表

3 他事業施行分

3-1. 道路計画の考え方

○道路計画の基本方針

1. 安全性を考慮した配置とする

- ・子供や高齢者等が、安全・安心に日常利用できる道路構造とする
- ・災害時に機能を発揮する道路ネットワークを構築する
⇒都市計画道路、区画道路の組み合わせによる避難路の確保

2. 土地利用計画に即して配置する

- ・歩行者の回遊性を高める道路ネットワークを構築する
⇒都市拠点(木山交差点周辺)と文化レクリエーション拠点(益城町交流情報センター周辺)を結ぶ地域コミュニティ軸の形成
- ・良好な住環境を確保する
⇒歩行者の快適性や自動車の利便性を配慮した生活道路の配置

3. まちづくり協議会の意見をできる限り反映する

- ・地元の皆様のご意向を踏まえた計画策定とする
⇒再建家屋等を可能な限り存置

3-1. 道路計画の考え方

○道路配置の考え方

◇住宅地から幹線道路に集約して接続

◇緊急車両が円滑に通行できる幅員を確保

益城中央線:幅員27mで両側歩道、木山宮園線・横町線:幅員14mで両側歩道

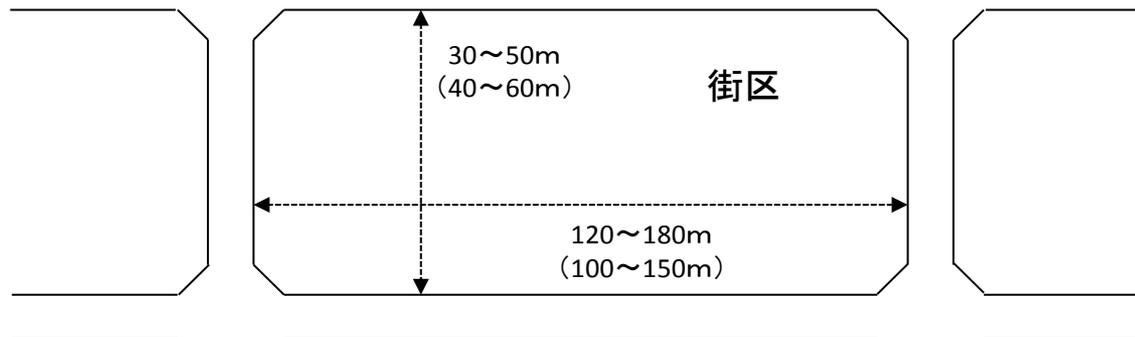
主要区画道路:幅員8mで片側歩道、区画道路:幅員6~4m

歩行者専用道路:幅員4~2m

◇街区規模(目安)

・住宅地:短辺は30~50m、長辺は120~180m

・商業地、業務地:短辺は40~60m、長辺は100~150m



3-2. 公園計画の考え方

○公園計画の基本方針

1. 良好な住環境を整備する

- ・日常的な休息・憩いの場として、住民の潤いのある生活の確保
- ・地域コミュニティを配慮した配置とする
- ・6か所の街区公園を設置する(うち1か所は都市計画決定済)
(誘致距離(250m)ごとに1箇所)

2. 大規模な災害に強いまちを実現する

- ・発災直後に緊急に避難する身近な場所(一時(いつとき)避難地)としての機能を設定する
- ・避難路とのアクセスを考慮した配置とする

3. 適正な公園規模を確保する

- ・良好な住環境を確保するうえで最低限必要な公園面積(地区面積の3%以上)を確保する

3-3. まちづくり協議会からの提案【宮園地区】

○宮園地区からの提案



主な内容

○道路

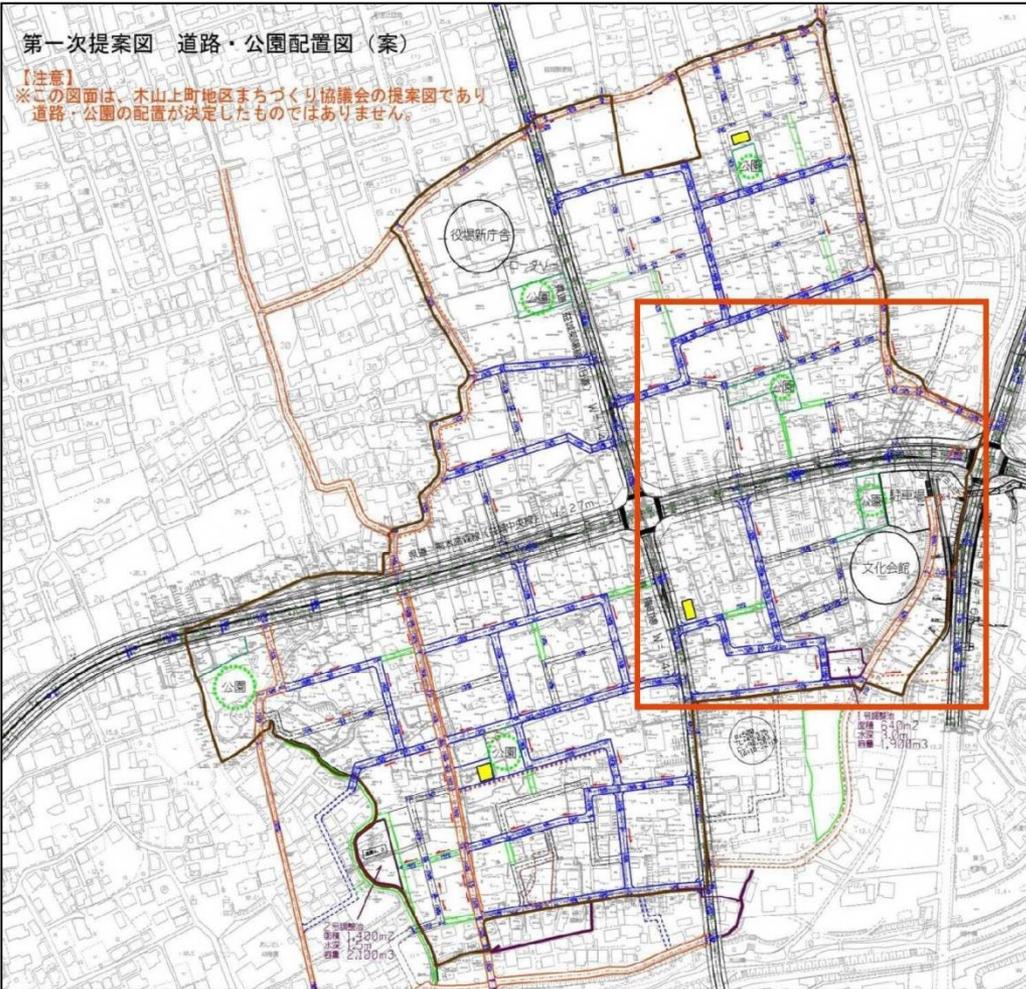
- ・南北道路と東西道路(2本)を生活道路の軸とした道路計画と道路拡幅
- ・生活道路の拡幅
- ・行き止まり道路の解消
- ・歩道整備(既存水路の蓋かけ)

○公園

- ・本村の公園整備
- ・南北と東西の道路が交差した場所への配置と公民館の併設

3-3. まちづくり協議会からの提案【上町地区】

○上町地区からの提案



主な内容

○道路

- ・町道38号線の拡幅
- ・県道熊本高森線の歩行者・自動車の通行帯区分
- ・生活道路の拡幅と新設

○公園

- ・県道を挟んで南北1箇所ずつの配置
- ・文化会館に公園を併設

○その他

- ・地区南部の段差の解消と擁壁の設置
- ・県道熊本高森線への信号設置、歩行者と自転車の分離

3-3. まちづくり協議会からの提案【蛭子町地区】

○蛭子町地区からの提案

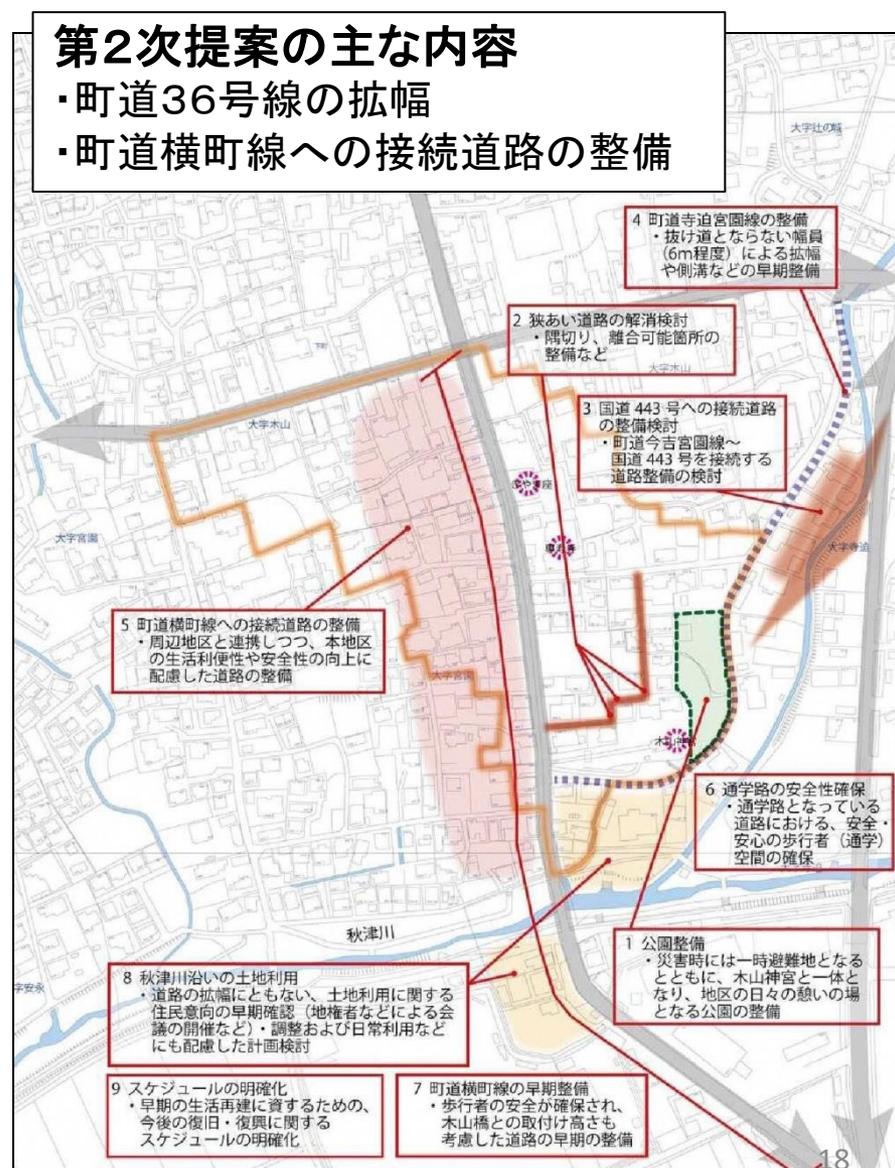
第1次提案の主な内容

- ・木山交差点の早期着工
- ・狭あい道路の解消
- ・横町線の復旧



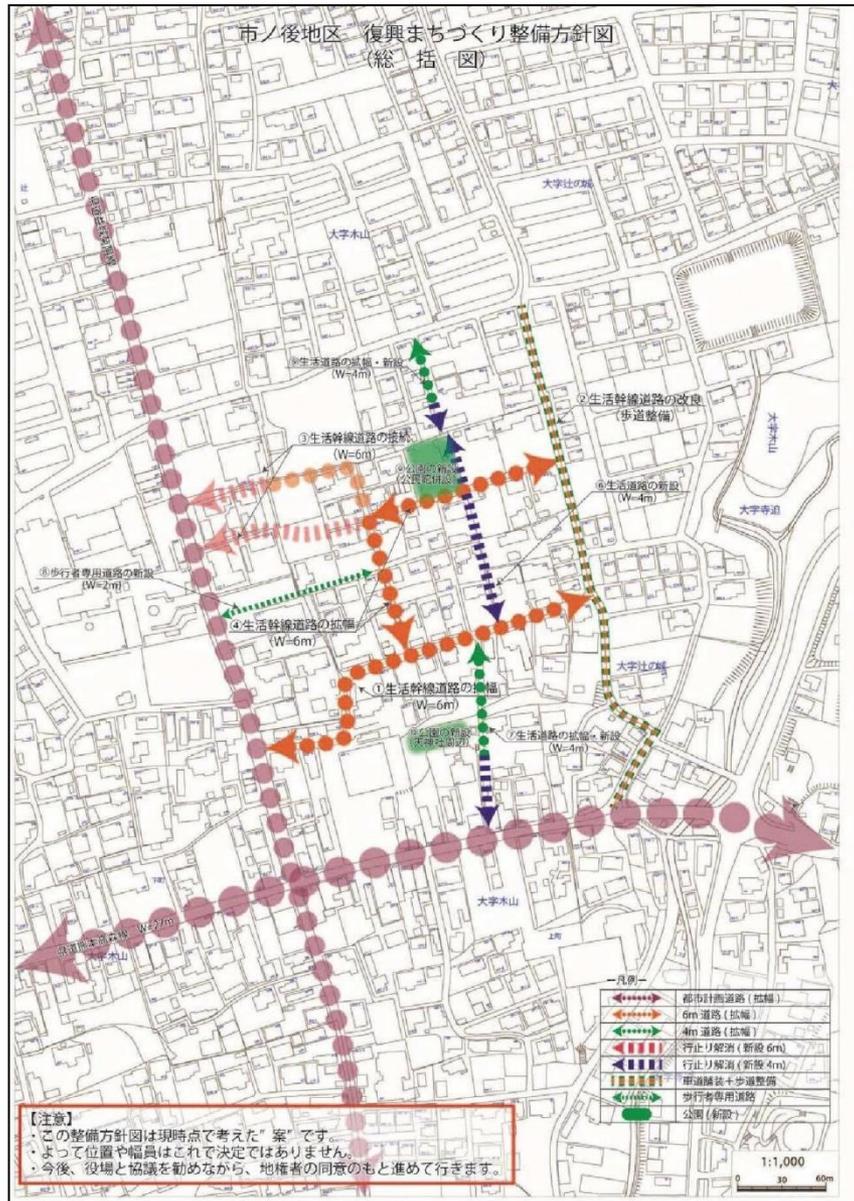
第2次提案の主な内容

- ・町道36号線の拡幅
- ・町道横町線への接続道路の整備



3-3. まちづくり協議会からの提案【市ノ後地区】

○市ノ後地区からの提案



主な内容

○道路

- ・東西方向の道路の拡幅及び新設
- ・通学路の町道39・80・94号線の歩道整備
- ・生活道路の拡幅および新設

○公園

- ・公民館を併設した公園整備
- ・天神社周辺の公園整備

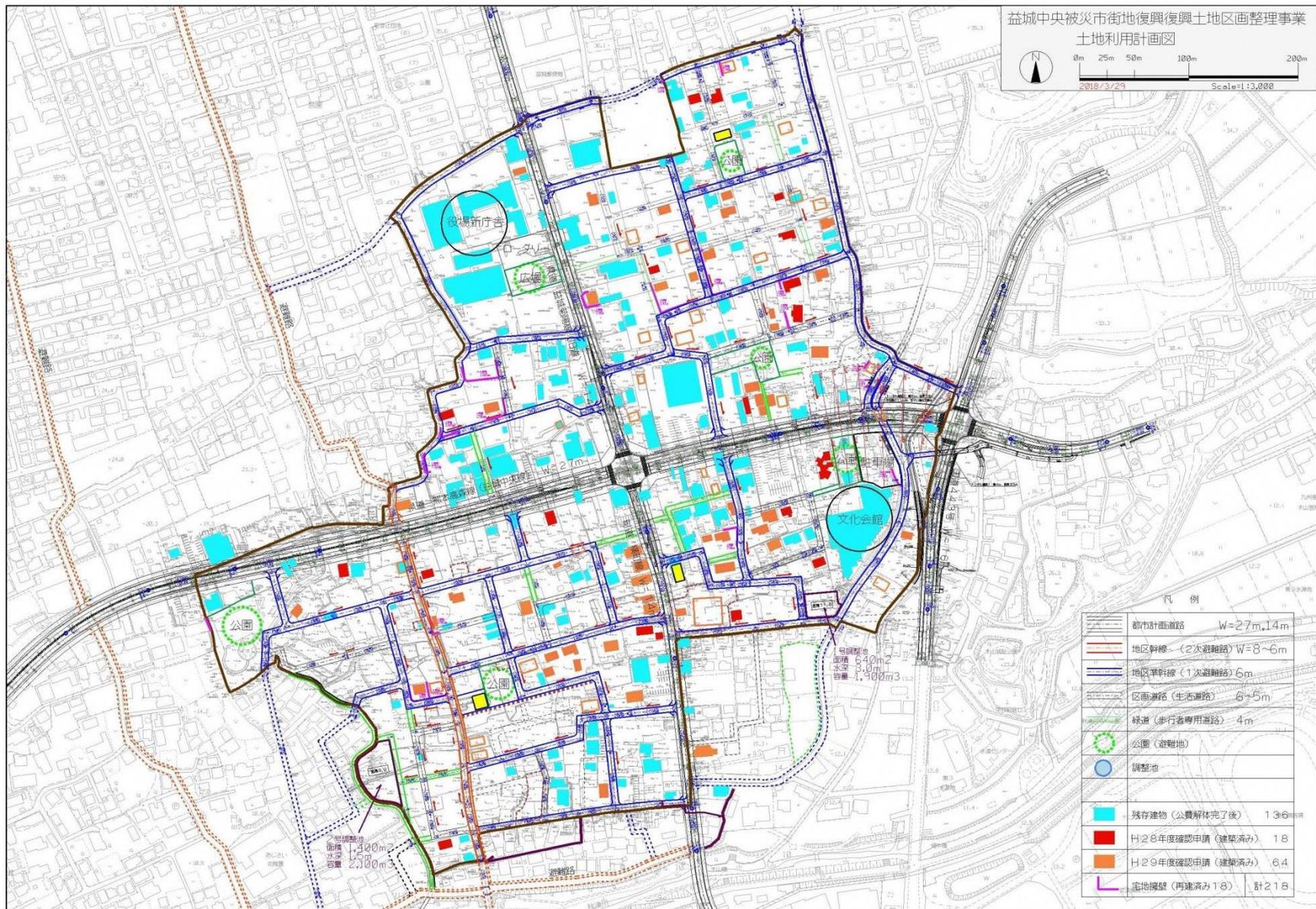
3-3. まちづくり協議会からの提案

○各地区からの主な提案

1. 地震で残った家屋や地震後再建した家屋に関わらず、家屋に対しては極力影響が生じない道路・公園の配置とする。
2. 影響が生じる家屋等については、行政からの丁寧な説明と対応を行う。
3. 早期の生活再建に向けた情報公開を徹底する。

3-3. まちづくり協議会からの提案

○まちづくり協議会からの提案に基づいた道路配置図



4. 事業認可までのスケジュール

○事業計画決定までの協議会の日程及び内容

- 第1回 6月4日 土地利用計画、導入機能の配置イメージ(3案提示)
- 第2回 6月21日 導入機能の配置検討(案)、設計図、市街化予想図
- 第3回 7月上旬 事業計画書、住民説明会(案)



住民説明会

地元からの意見書【事業計画縦覧後】



熊本県都市計画審議会
事業計画決定(秋頃)